

# 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

平成 28 年 5 月 12 日  
日本商工会議所

4 月 14 日に発生した「平成 28 年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらし、今なお余震が続く中、約 1 万 2 千人の住民が避難を余儀なくされている。

地震は、住宅や水道、電気、ガスなど生活インフラを破壊したのみならず、幹線道路や鉄道をはじめとする交通網に大きな被害をもたらし、サプライチェーンを寸断した。これらについては、着実に回復しており、早期復旧に向けた国、全国の自治体、関係事業者等の強力な支援に対して深謝申しあげたい。

一方で、地域の経済と雇用を支える中小企業をはじめ多くの事業者は多大な被害を被っており、事業再開の見通しが立っていない。また、被災地域は、わが国有数の観光資源を有する地域であり、観光業への深刻な影響も危惧される。

今次震災は、長引く余震の影響もあり、先行きの見通しが立たない中で、当初の地震による直接的被害のみならず間接的、二次的被害は大きく、九州全域にその影響が波及しており、日本経済の持続的成長にも極めて大きな影響が生じつつある。

については、生活・産業インフラの復旧を最優先としつつ、単なる復旧だけでは地域経済の再生はなし得ないことから、従来型の復旧を前提とした支援策を見直し、事業再開、地域経済の再生をスピード感をもって強力に進めるべく、早急に下記の措置を講じていただきたい。

記

## 1. 特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保を

東日本大震災以来の未曾有の大災害に対しては、当面の復旧・復興対策はもとより、将来の都市再生・産業再生に向けた施策が必要であり、特別法の制定等による十分な予算確保と柔軟な運用を実施していただきたい。

具体的には、被災者の生活再建、インフラ復旧・整備、被災事業者の事業再開支援など、緊急対応として多額の経費を要する復旧・復興事業に取り組む自治体に対し、その着実な事業遂行を支援するため、特別交付税を措置されたい。

## 2. 生活・産業インフラの早期復旧・復興を

地域が復旧・復興するためには、何よりもその土台となる生活の基盤、そして経済活動の基盤となるインフラの早期復旧が不可欠である。したがって、以下の施策を早急を実施していただきたい。

- (1) 水道等のライフラインの完全復旧および避難者の住宅確保の早急な実現を、強力に支援していただきたい。
- (2) 南阿蘇村周辺で発生した斜面崩壊による土砂崩れや落石等により損壊した国道 57 号、国道 325 号をはじめとする幹線道路や、落下した阿蘇大橋をはじめとする橋梁および俵山トンネル等について、早期に復旧していただきたい。特に、今なお復旧の見通しが立っていない J R 豊肥本線（肥後大津～豊後荻間）および南阿蘇鉄道高森線の早期復旧を強力に支援していただきたい。なお、これら復旧整備については、速やかに復旧時期を明示することが重要である。
- (3) 一次産業の生産回復は、熊本をはじめ九州地方の復旧・復興に極めて重要である。中でも、農業の物流基盤となる集荷・選果場等の物流の核となる機能は、早期に回復する必要がある。
- (4) 被災建築物の解体、家屋損壊等により生じた災害廃棄物および、処理場の損壊等により堆積した一般廃棄物の早急な撤去・処理に向けた財政的支援や、他の自治体等による広域処理を促進していただきたい。

## 3. 事業再開や販路回復等に向けた強力な支援を

被災した事業者にとっては、早期に事業再開を実現しなければ、販路を失うなど、大きな影響が及ぶ。余震が続く中、思い切った決断ができないとする経営者も多く、廃業を懸念する事業者もいる。こうした事業者の事業継続を後押しし、雇用の維持と技術等の継承のためにも、以下の措置を講じていただきたい。

- (1) 被災事業者の施設・設備等や商店街のアーケード等の建替え・補修、仮設店舗の建設など、事業再開に向けた財政的支援を講じていただきたい。  
また、地震災害の影響を直接的・間接的に受けた事業者の販路回復に向けた展示会・商談会等への出展に対しても支援（出張・出展費、販促費用等）いただきたい。

- (2) 事業再開に向けて、新たな資金借入を必要とする被災事業者を支援するため、二重ローン対策や無利子・低利融資など、迅速かつ万全な金融支援を講じていただきたい。
- また、被災事業者との取引関係にあるなどにより、地震災害による影響を間接的に受けた事業者に対する金融支援を講じていただきたい。
- (3) 被災事業者の雇用維持・安定に向け、雇用調整助成金について、以下の措置を講じていただきたい。
- ① 現行の中小事業者に対する助成割合（2／3）の引き上げ
  - ② 中堅事業者に対する中小事業者並みの助成割合の適用
  - ③ アルバイト、パート従業員等への支給対象の拡大
- (4) 各種補助金・助成金の申請について、申請期限の延長、申請書類や手続きの簡素化など柔軟な対応を図っていただきたい。また、申請代行を行う専門家への委託費用についても支援していただきたい。
- (5) 被災中小事業者に対し、以下のとおり税制上の負担軽減措置を講じていただきたい。
- ① 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
  - ② 震災損失について、前事業年度（個人の場合は平成27年分）の損金（必要経費）への算入の容認
  - ③ 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
  - ④ 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
  - ⑤ 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- (6) 経営相談等による事業再開や販路回復への支援、地域の観光プロモーションなどにより、地域経済の中核的な役割を担う経済団体が、復興に向けた事業を円滑に実施できるよう、会館施設の復旧・補修や経営相談等に対応する経営指導員等の応援派遣について支援していただきたい。

#### 4. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援を

被災地域は、わが国でも有数の観光資源を有し、国内のみならず、韓国、中国をはじめとする訪日外国人も数多く訪れる地域である。同地域では、通常通り営業を続けているホテルや旅館等がある一方、風評被害によるキャンセルが生じているケースもある。

観光先進国の実現のためにも、以下の措置を講じていただきたい。

- (1) 九州地方全域における風評被害を防ぐため、被災地を除く地域における安全性等に関する国内外への的確かつ継続的な情報発信を実施していただきたい。  
訪日外国人旅行者への対策としては、余震の発生状況などの正確な情報発信を各国政府に呼びかけられたい。
- (2) 九州地方に関するPR活動（各種プロモーション、テレビ放映等）、特に、夏期の観光プロモーションに対する強力な支援を講じていただきたい。とりわけ、域外からの訪問客を促進するための旅行券等の発行への支援について検討いただきたい。
- (3) 今次震災により損壊等の被害を受けた熊本城や阿蘇神社等をはじめとする観光資源について、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界大会が開催される2019年までの復旧を目指し、強力に支援していただきたい。
- (4) 被災地域が実施する物産展、商談会はじめ、全国各地で実施される応援物産展、商談会等について支援していただきたい。

## 5. 今後の震災対策の促進を

今回の地震は、中越地震と同様に、震源が浅く、今後の他地域における直下型地震発生等の可能性が指摘されている。

鉄道、道路など、震災後の復旧は、全国からの支援もあり、極めて迅速に実現されているが、今回の教訓も活かし、近い将来の地震発生が予測されている地域など、他地域での大震災への対応を早期かつ着実に進めていただきたい。

以 上